(事業の廃止や法人の合併による消滅があった場合の手続)

問 14 事業の廃止や法人の合併による消滅があった場合の手続について教えてください。【令和 3 年 7 月追加】【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

消費税法上、事業者が事業を廃止した場合は「事業廃止届出書」を、合併による消滅の事実があった場合は「合併による法人の消滅届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出する義務があります(消法 57①三、五)。

なお、「事業廃止届出書」を提出した場合は、事業を廃止した日の翌日に、「合併による法人の消滅届出書」を提出した場合は、法人が合併により消滅した日に適格請求書発行事業者の登録の効力が失われます(消法 57 の 2 ⑩、基通 1 - 7 - 6 、 1 - 7 - 7)。

(注) これらの届出書を提出していない場合であっても、税務署長は、事業を廃止したと認められる場合、合併により消滅したと認められる場合に適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます(消法57の2⑥)。